

●香川県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年1月9日から、同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成19年1月9日

香川県知事 真鍋武紀

1 道路の種類 国道（一般）

2 路線名 438号

3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
坂出市川津町字連尺3511番1地先から 坂出市川津町字山田3923番4地先まで	25.0～41.0	55	平成12年香川県告示第369号で変更した区域及び平成15年香川県告示第535号で変更した区域の一部

4 供用開始の期日 平成19年1月9日